生活文化常任委員会資料
2026 年（令和８年）９月 28 日
環境産業局産業振興室商工政策課

議案第 71 号関連資料
明石市公設地方卸売市場水産物分場の建屋の除却について

明石市公設地方卸売市場水産物分場（以下「水産物分場」という。別紙「水産物分場位置図」参照）の建屋につきましては、1985 年（昭和 60 年）の整備から 40 年以上が経過し、下記のとおり老朽化により危険な状況となっていることが判明しました。

つきましては、安全面を考慮して建屋を除却する必要があるため、地方卸売市場事業特別会計において補正予算を計上するものです。

記

１　施設の状況（別紙「水産物分場建屋写真（2026 年８月４日撮影）」参照）

(1)　東側隅にある鉄骨柱上部が完全に錆びて、柱に穴が開いています。そのため建物がバランスを崩して東方向へ少し傾いています。(「①鉄骨柱の穴」参照)

(2)　その他の鉄骨柱も、コンクリート根巻き部分から錆が進み危険な状態です。(「②コンクリート根巻き部分の錆」、「③鉄骨の錆」参照))

２　建屋の除却について

地震や台風により倒壊する危険性があること、また、倒壊により前面道路（市道明石中央 40 号線）の通行を阻害し、災害時の避難や救助活動等に支障が生じる可能性があることから、建物を除却します。

３　補正予算額

⑴　歳入

5,000 千円（一般会計繰入金）

⑵　歳出

委託料（指定管理料）5,000 千円

４　水産物分場の使用状況

イカナゴの水揚げ（2026 年度は２日のみ）のほか、卸売市場内の事業者の海水汲み上げに使用してます。

５　今後の対応

⑴　着工時期

補正予算の成立後、速やかに発注・着工します（早くても 10 月以降の着工）。

⑵　工事期間中の海水汲み上げ

工事期間中も海水の汲み上げができるよう、施工業者と調整します。

⑶　イカナゴの水揚げ

イカナゴの水揚げ時期に屋根が必要であれば、テントの設置などで対応します。

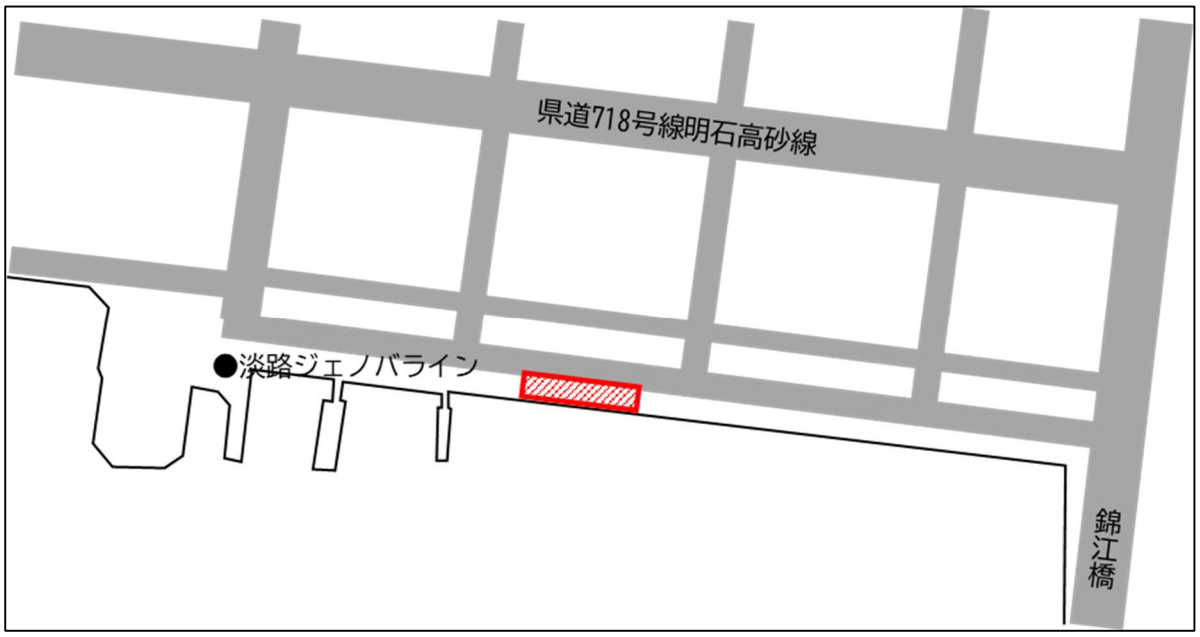
⑷　その他

①　着工までの間は、立入禁止看板を設置します。

②　兵庫県・水産卸売業者及び明石海産卸売協同組合、明石卸売市場管理センターなど関係機関と十分に連携を図りながら工事を行います。

別紙

▸水産物分場位置図



▸水産物分場建屋写真（2026 年８月４日撮影）



